平成２８年（フ）第３７号
最後の住所　岐阜県揖斐郡大野町大字上秋1366番地６
破産者　亡松永明美相続財産
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
三重県尾鷲市早田町73番地
破産者　川口　泰義
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第７９８６号
東京都世田谷区深沢８丁目９番12号
破産者　株式会社マーク・ツー・サービス
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９８８号
東京都世田谷区深沢８―10―14　ボザール深沢４階Ｃ号室、住民票上の住所東京都世田谷区深沢８丁目９―12―101
破産者　井手　辰美
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４３０号
東京都練馬区田柄４丁目46番５号
破産者　ティービーエム株式会社
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６３号
東京都大田区田園調布１丁目47―７
破産者　藤野　清久
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６４号
東京都大田区田園調布１丁目47―７
破産者　藤野　あや
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４６４号
東京都町田市野津田町1476―３
破産者　成川　宏二
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４９４号
東京都東久留米市下里５丁目４―33、開始決定時の住所東京都東久留米市前沢３丁目12―27
破産者　小林　和幸
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５９０号
東京都八王子市堀之内２丁目１番地の７―403
破産者　マサミ化学株式会社
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４５８号
東京都中野区若宮３丁目４―13　ａ―ｆｌａｔ３Ｆ
破産者　横山　　涼
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５９６号
東京都江東区南砂２丁目３―１―1147
破産者　武藤　秀雄
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３７０号
東京都世田谷区経堂２丁目19―２―202
破産者　鮎川　裕通
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４６１号
東京都新宿区中落合２丁目18―８―208
破産者　関　　洋子
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９１６号
東京都府中市宮西町３丁目21―６―603
破産者　徳山達洙こと　洪　　達洙
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９４８号
東京都港区六本木５丁目５番１号
破産者　合同会社イートアップ
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１８５号
東京都立川市富士見町２丁目11番16号
破産者　株式会社ビ・エムシー
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１８６号
東京都八王子市城山手１―32―11、住民票上の住所東京都八王子市元八王子町２丁目1191―１　第１山本ハイツ202
破産者　當山　清文
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１９７号
埼玉県越谷市南荻島4279番７
破産者　有限会社しらこばと交通
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２１４号
東京都江戸川区東小岩５丁目25番７号
破産者　ツシグローバル株式会社
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２８５号
千葉県松戸市高塚新田622―31
破産者　杉江　俊雄
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３４３号
東京都足立区六町２丁目８番７号
破産者　株式会社プロテックワークス
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部